



河川技術者資格の C P D 早わかり

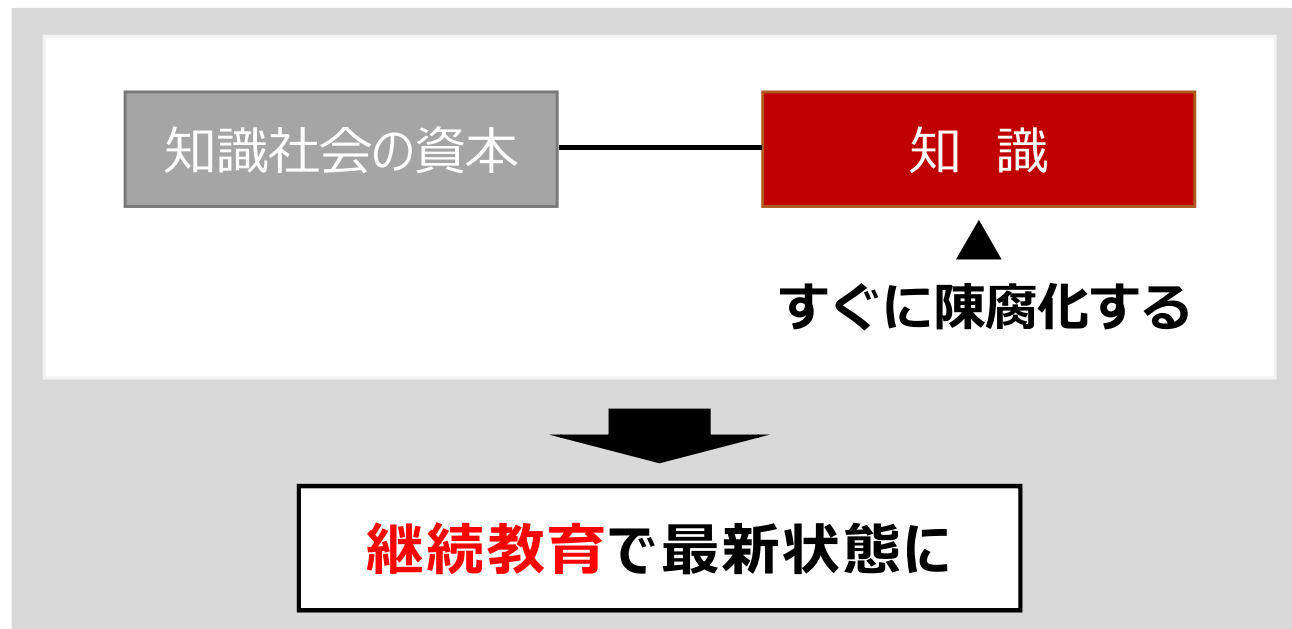
2020年2月版

一般財団法人 河川技術者教育振興機構

C P Dの必要性

C P Dは **C**ontinuing **P**rofessional **D**evelopment の頭文字をとったもので、日本語では、継続研鑽や、継続教育とされています。

河川教育機構では、河川技術者資格登録者に対して、**技術者の社会的責務を全うするために必要な継続能力開発**と、**資格登録更新**のために必要な単位数を求めています。ピーター・ドラッカーは未来社会を知識社会と捉え、その主役は「知識」を資本とした**知識労働者**で、彼らは**「知識」を常に新鮮にしていないと存在が薄れていく**と述べています。（ネクスト・ソサエティ — 歴史が見たことのない未来がはじまる）



出典：
<http://www.visualthinking.jp/archives/2017>

河川教育機構 C P D 制度の適用範囲

- **河川教育機構**が付与する河川技術者資格「河川維持管理技術者」・「河川点検士」の**資格更新に限り適用**される C P D 制度です。
- 河川教育機構は建設系 C P D 協議会等の C P D 協議会には未加盟です。
このため、**河川教育機構** C P D 制度に基づき取得した **C P D 単位**は、他の C P D 制度との単位互換は行っていないので、**他の C P D 制度**において**使用することはできません**。
特に、**河川教育機構認定プログラム**として付与している **C P D 単位**は、河川教育機構独自のものであり、**他の C P D 制度**で C P D 登録をしても**認められません**ので注意してください。
- **河川教育機構が主催する講習会・研修会**は、原則として**土木学会 C P D プログラムの認定**をとります。土木学会技術推進機構から認定されたプログラム番号、C P D 単位は**建設系 C P D 協議会構成団体の C P D 制度**で使用することができます。

C P D取得の方法

- **大原則**は、**建設系C P D協議会等の構成団体が運営するC P D制度に登録**して、そのC P D制度に基づき、C P D単位を取得することとします。
土木学会や日本技術士会等のC P D制度では、非会員に対してもそのC P D制度に基づいて取得したC P Dの登録証明書を発行しているなので、活用してください。
- 例外として、特別の事由があり、上記のC P D制度が活用できない場合は、**河川教育機構**が土木学会C P D制度に準拠し**作成した「教育形態とC P D単位」に基づき**、C P Dを取得し、河川教育機構が**審査をして、C P D取得単位数を認める場合**があります。しかし、これはあくまでも**例外措置**です。
- 河川技術者資格の種別により、C P D登録証明書が有効と認められる団体に違いがありますので、注意してください。

資格種別	河川維持管理技術者	河川点検士
証明書が有効な団体等	建設系C P D協議会	建設系C P D協議会
		測量系C P D協議会

各 C P D 協議会の構成団体

青字で示した団体は、資格登録者の所属業種と関係が深いと思われる団体です。

建設系 C P D 協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会
(一財) 建設業振興基金
(一社) 建設コンサルタンツ協会
(一社) 交通工学研究会
(公社) 地盤工学会
(公社) 森林・自然環境技術教育センター
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会
(一社) 全国測量設計業協会連合会
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会
(一社) 全日本建設技術協会
土質・地質技術者生涯学習協議会
(事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会)
(公社) 土木学会
(一社) 日本環境アセスメント協会
(公社) 日本技術士会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本コンクリート工学会
(公社) 日本造園学会
(公社) 日本都市計画学会
(公社) 農業農村工学会

測量系 C P D 協議会

(公社) 日本測量協会
(公財) 日本測量調査技術協会
(一財) 日本地図センター
(一財) 測量専門教育センター
(一社) 地図調製技術協会
日本土地家屋調査士会連合会
(一財) 日本建設情報総合センター
(一社) 全国測量設計業協会連合会
(一社) 日本国土調査測量協会
日本測地学会
(一社) 日本写真測量学会
(一社) 地理情報システム学会
日本地図学会
(一社) 日本リモートセンシング学会
(一社) 三重県測量設計業協会
(一社) 大阪府測量設計業協会
G I T A - J A P A N
NPO法人 全国G空間情報技術研究会
(公社) 全国国土調査協会

CPDとして認められる自己研鑽

取得**CPDの登録や証明を行う団体に参加**（加入や登録）して、CPDを行うことを**基本**としています。

講習会・シンポジウム等への参加、研修会講師等としての**技術指導**、官公庁からの優良業務表彰などの**業務実績**がCPDとして認められています。

会社で受講している**e-ラーニング**や資格試験受験のための**自己学習**も認められる場合があります。

参加している**団体ごと**に**CPDとして認められるもの「教育形態とCPD単位」**が定められていますので、よく**確認**をしておいてください。同じ教育形態であったとしても、所属団体が異なると、CPD単位が違っていたり、上限があつたりする場合があります。

参考までに、土木学会が定めているものを別表に示しておきます。

講習会等の開催情報は、所属している団体のホームページを見ると、開催日、開催場所、付与されるCPD単位等が公開されています。時々、ホームページをチェックする習慣をつけておくと便利です。

河川教育機構が主催・共催する講習会・研修会やCPDプログラムとして認定した講習会・研修会の情報は、河川教育機構のホームページのサイドメニューにある認定CPDプログラム情報で確認してください。**河川教育機構認定CPDプログラム**は、土木学会に準拠したCPD単位の**4倍がボーナス（資格更新時のみ使えます）**としてつくプログラムです。

河川教育機構認定CPDプログラム

河川の維持管理技術に関わる講習会などについて、一定の基準に適合していることを河川教育機構が審査し認められたものを「河川教育機構認定CPDプログラム」として、河川技術者資格の有資格者や河川の維持管理に関心のある技術者に推奨する。

特典1：**土木学会CPD制度**の「教育形態とCPD単位」に**準拠した単位数を4倍したもの**を河川教育機構のCPD単位数として**認定**します。

例えば、土木学会の認定CPDプログラムとして5単位認められていた場合（証明書必要）、河川教育機構の認定も一緒に受けると $5 \times 4 = 20$ 単位が加算され、資格更新時には**5倍**の25単位として**申請**することができます。

CPD協議会構成団体のCPD認定プログラムをとっていない場合でも、河川教育機構認定CPDプログラムとして認定されている場合は、上記の**4倍**した単位数が付与され、それを**申請**することができます。

特典2：**企業内研修及び現地見学**について、土木学会等では、実務性（個別工事の工程、検討会等）の高いもの、研修内容が企業独自に偏っているものは認められないなど、認定のハードルが高くなっています。

河川教育機構では、**河川の維持管理に関わるもの**で、**河川教育機構認定講師が講師**を務めるものについて、**CPDプログラムの認定**を受けることができます。

河川教育機構独自のCPD単位表（その1）

※ 赤字は河川教育振興機構独自の認定単位

教育形態 (分類)	教育 形態 番号	内 容	CPD単位 =CPDF×H(hr)、M(min)、P(Page)	1年間あたりの CPD単位上限値	備 考
I 講習会等への参加	1	講習会等への参加(土木学会認定プログラム) e-ラーニングの履修(土木学会認定)	1.0×H	e-ラーニングは10	土木学会や建設系CPDに参加している学協会が認定しているCPDプログラム なお、上記プログラムを機構認定プログラムにした場合は、土木学会、機構認定合計値で左記単位×5倍とする(別途換算計算書(様式b)は、合計値の内訳として土木学会認定(左記単位:証明書必要)、機構認定(左記単位×4)とし合計値を記載)。土木学会認定プログラム以外で主催者申請(様式f)より機構認定を受けたプログラム受講の場合は、左記単位×4倍とする(様式d,c)。また、土木学会・機構認定以外で河川維持管理に関する講習会・研修会に参加した場合は左記単位(1.0×H)した単位とする。(様式d,c)
	2	講演会等への参加 (土木学会認定プログラム以外)	1.0×H		同上
II 論文等の発表	3	論文等の口頭発表 (法人格を持つ学協会等での発表)	0.4×M ポスターセッション発表は一律4		ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。
	4	論文等の口頭発表 (前記以外での発表)	0.2×M ポスターセッション発表は一律2		ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。(社内発表会等も含む)
	5	学術雑誌への査読付き論文等の掲載・発表	1論文につき共同執筆者合計で40 (貢献度に応じて配分)		掲載されたものに限る。
	6	査読のない一般論文、総説等の掲載・発表	1論文につき共同執筆者合計で10 (貢献度に応じて配分)		掲載されたものに限る。(社内発表会等も含む)
	7	技術図書の執筆 技術・学術雑誌等への寄稿・掲載	3.0×H (1件あたり最大30)		技術・学術雑誌等への寄稿・掲載は技術的内容に限る。
III 組織内研修 及び現地見学	8	組織内研修プログラム受講	0.5×H	30	土木学会等は、実務性(個別工事の工程、検討会等)の高いもの、研修内容が企業独自に偏っているものは認められない。 機構CPD単位については以下の内容のものは認定する。 企業独自の維持管理に関する研修、現地見学の受講者は(0.5×H)とする(別途様式 d,c及びプログラム、受講が証明できるものを添付)。ただし、有資格者(河川点検士、河川維持管理技術者登録者)が講師等を務める場合に限る(河川点検士、河川維持管理技術者リストは機構HPにて公開)。なお、プログラムは事前に主催者より申請し機構認定を得ることが望ましい。0.5×H(上限値30)。機構認定を得た場合は(1.0×H)×4とする。
IV 技術指導・教育	9	JABEE審査員(オブザーバー含む)を務める	新規審査・継続審査担当 :50 中間審査(実地審査)担当:35 中間審査(書類審査)担当:20		土木学会の依頼によりJABEE審査員を務めた場合を対象
	10	教育機関、学協会、官公庁、公共機関からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	1講義あたり準備含め10	20	大学、学術団体、官公庁、財団等からの依頼で河川維持管理技術者講習会の講師を務めた場合は、1講義あたり準備も含め10単位。依頼書(本人が証明できるもの)添付。上限値20単位とする。(様式d,c)
	11	教育機関、学協会、官公庁、公共機関以外からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	1講義あたり準備含め 5	15	企業独自の河川に関わる維持管理に関する研修講師を務めた場合は、1講義あたり準備を含め5単位。事前に機構認定を得ることが望ましい。(様式d,c)に記載する。上限値15単位

※ 更新CPD単位取得は、CPD協議会構成団体の証明書を基本とする。(上表に土木学会単位を示す)

※ 緑色:機構単独で配慮する教育形態項目

※ 赤色:個人申告等する場合の機構独自の認定単位(土木学会認定されていない場合にも適応可能)⇒CPD単位数は河川技術者資格登録更新時のみ使用可能

河川教育機構独自のCPD単位表（その2）

※ 赤字は河川教育振興機構独自の認定単位

教育形態 (分類)	教育 形態 番号	内 容	CPD単位 =CPDF×H(hr)、M(min)、P(Page)	1年間あたりの CPD単位上限値	備 考
IV 技術指導・教育	12	河川維持管理に関わる技術指導を行う	1指導あたり準備含め 5	15	官公庁の依頼により河川維持管理に関する技術指導を実施したもの。1指導あたり5単位とし別途(様式d,c)及び技術指導内容(依頼書(本人が証明できるもの)、指導内容)を添付する。上限値15単位。(様式d,c)
		河川維持管理に関わる業務において「助言」を行う	1助言あたり準備含め10	30	河川維持管理に関わる業務において、現地等で助言を行った場合は、1助言あたり10単位とする(上限値30)。本人の助言が確認できる助言記録簿(発注者、受注者、助言者:署名)等を添付する。(様式d,c)
V 業績・特許	13	表彰(成果を上げた業務・研究等(責任者))	20		表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する業務はこれに準拠。河川維持管理に関する業務(発注機関:官公庁または公共機関)において責任者として有資格者が表彰を受けた場合20単位。表彰を証明できるものを添付。(様式d,c)
	14	表彰(成果を上げた業務・研究等(担当者))	10		河川維持管理に関する業務(発注機関:官公庁または公共機関)において、担当者として有資格者が表彰を受けた場合10単位。表彰を証明できるものを添付。(様式d,c)
	15	特許取得(発明者に限る)	基本特許については関係者合計で40 (貢献度に応じて配分) 周辺特許については合計で10 (貢献度に応じて配分)		登録をもって対象とする。出願中のものは対象外
	16	表彰を受けた工事・測量(責任者)	20		河川維持管理に関する工事・測量業務(発注者:官公庁または公共機関)において、責任者として有資格者が表彰を受けた場合20単位。表彰を証明できるものを添付
	17	表彰を受けた工事・測量(担当者)	10		河川維持管理に関する工事・測量業務(発注者:官公庁または公共機関)において、担当者として有資格者が表彰を受けた場合10単位。表彰を証明できるものを添付。(様式d,c)
	18	河川維持管理に関わる勤務実績 (河川管理者以外の場合)	業務従事期間月数(複数の業務が重複している場合は重複分は除く)1ヵ月あたり×4	30	別途(様式 e,c)及び業務経歴書(業務契約書(工期等)、体制表(本人が従事していることが証明できるもの)等)を添付する。上限値30単位
	19	河川維持管理に関わる勤務実績 (河川管理者の場合)	業務従事期間月数1ヵ月あたり×4	30	別途(様式 e,c)勤務先、所属(部課名)、役職記載、(様式c)と合わせて申請。上限値30単位
VI その他	20	委員会、研究会への出席 (議長や委員長、幹事長の場合)	2.0×H		教育機関、学協会、官公庁、公共機関から委嘱された各種委員会、研究会等、または土木工学に関する学術雑誌の編集査読委員会を対象とする。
	21	委員会、研究会への出席(委員、幹事の場合)	1.0×H		同上
	22	災害調査団への参加、大学・研究機関が行う研究開発への参加、国際機関への協力等	20	20	自身が所属する組織への業務委託で参加・協力する場合は対象外
	23	自己学習	0.5×H		学術・技術雑誌の購読(一冊ごとに入力)、各種資格取得のための受験勉強等、1~22までに該当しない内容はこの項目で登録する。有資格者(河川点検士、河川維持管理技術者登録者)が河川維持技術の研鑽のために学習した場合は、土木学会に準拠した単位(0.5×H)を認める。(様式d)に記載し、(様式c)と合わせて申請。実施内容欄に研鑽資料(雑誌)名、購読内容記載。

※ 更新CPD単位取得は、CPD協議会構成団体の証明書を基本とする。(上表に土木学会単位を示す)

※ 緑色:機構単独で配慮する教育形態項目

※ 赤色:個人申告等する場合の機構独自の認定単位(土木学会認定されていない場合にも適応可能)⇒CPD単位数は河川技術者資格登録更新時のみ使用可能

注) **黒字**で書かれているものは、**土木学会C P D制度**で認められている教育形態と単位数です。特定の分野に限定されているのではなく、**幅広い分野について研鑽**を行い、技術者としての見識の幅を広げていくことが期待されています。

河川教育機構のC P D制度では、土木学会のような**既存のC P D制度**（学会員だけに限定はされておらず、非会員も参加ができます。）に**参加**していただき、その制度の下で取得し認定されたC P D単位を証明する登録C P D証明書を添付し、資格更新の申請をしていただくことを大**原則**としています。

赤字で書かれているものは、**河川教育機構C P D制度の継続学習経歴**の中で認めているものです。

特段の事由があり、どうしても**既存のC P D制度に参加できない人**のために、申請者自身が作成した**継続学習経歴書を登録C P D証明書に替えることができる**ことを**例外措置**として認めています。その時、継続学習として認められる内容が、赤字で書いてあります。土木学会が幅広く認めているのに対し、**河川の維持管理に関わるものに限定**されていることが特徴です。これはあくまでも**救済措置**であるためです。

CPDの最低必要単位数

資格の有効期限は、資格登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の3月31日までとなっており、3年後の更新時に必要となるCPD単位は下表の通りです。これらの単位数を基本とします。

CPDを取得する期間は、資格を登録した日から登録更新の申請日までとなります。資格登録更新申請者の多くの方は、試験合格直後に資格の登録を行いますので、CPDを取得する期間は3年程度となります。

基本	河川維持管理技術者	河川点検士
最低単位数	150CPD単位以上	60CPD単位以上

しかし、資格登録を合格発表時から日を置いて行った人の中には、例えばCPDを取得する期間が3年未満となるように、大幅に期間が短くなる人が出てきます。

このため、取得期間に応じて、最低必要単位数を軽減し、救済することとします。

CPD取得期間	河川維持管理技術者	河川点検士
1年以上3年未満	100CPD単位以上	40CPD単位以上
1年未満	50CPD単位以上	20CPD単位以上

C P D 取得単位数の証明方法

原則

1. C P D 登録証明書の利用で証明が完了する場合

① **C P D 登録証明書**の単位数が**最低必要単位数以上**の場合

⇒ **C P D 登録証明書と換算計算書**（様式 b）の提出で **OK** です。

② C P D 登録証明書の単位数は最低必要単位数未満であるが、**河川教育機構認定 C P D プログラムの加算単位数を含めると最低必要単位数以上**となる場合

⇒ C P D 登録証明書に加え、次の**2つの書類の添付が必要**です。

ア) C P D 登録証明書と対照できる **C P D 記録シート**（河川教育機構認定 C P D プログラム上に赤いラインマーカーで線を引いたもの）

イ) **換算計算書**（様式 b）

C P D 登録証明書は**複数の団体のものを組み合わせ**て、最低必要単位数以上となっていることを証明する方法も **OK** です。ただし、その場合は、各証明書毎にその書類で証明する単位数を表記することと、同じプログラムを二重計上することは認められません。

この場合は、C P D 単位数の**審査料は無料**です。

C P D 取得単位数の証明方法

2. C P D 登録証明書の利用ができない等の場合 **例外**

次の3つのものを組み合わせ、その合計した単位数が最低必要単位数以上となることを証明します。これらの内訳を示すC P D 単位取得報告書を提出します。

① **継続学習経歴書** (様式 d)

2つの方法があります。

ア) **河川教育機構が定めた「教育形態とC P D 単位数」**により被証明者が作成した**継続学習経歴書**

イ) C P D 協議会構成団体又は全日本建設技術協会の発行した**C P D 登録証明書**を添付する場合は、継続学習経歴書の提出は不要です。

② **放送大学**の関連科目の**単位取得証明書**

単位を取得する科目は**事前の許可が必要**です。単位取得証明書の単位を10倍したものがC P D 単位となり、**最大20単位/年**までです。

③ **河川維持管理**に関わる勤務実績を示す**業務経歴書** (様式 e)

勤務先の**社印等を押印した提出**が必要で、**最大30単位/年**までです。

この場合は、C P D 単位の**審査料が必要**となります。

詳しくは、【 CPD制度の概要 】をご参照ください